

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2章 総務部 (総務課)</p> <p>第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 事務合理化、効率化に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(9) } (略) (10) }</p> <p>(中 略)</p> <p>(人事課)</p> <p>第5条 人事課においては、次の事務をつかさどる。 <u>(1) 人事制度に関すること。</u> <u>(2) 就業規則に関すること。</u> <u>(3) 労働組合に関すること。</u> <u>(4) 栄典及び表彰に関すること。</u> <u>(5) 職員の懲戒に関すること。</u> <u>(6) 服務に関すること。</u> <u>(7) ハラスメントの防止に係る啓発に関すること。</u> <u>(8) 研修等に関すること。</u> <u>(9) 人事評価に関すること。</u> <u>(10) 事務職員の人事計画に関すること。</u> <u>(11) 定員管理に関すること。</u> <u>(12) 事務職員の再配置に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u> <u>(13) 職員の任免等に関すること。</u> <u>(14) 職員の給与の決定、支給等に関すること。</u> <u>(15) 退職手当に関すること。</u> <u>(16) 源泉徴収税に係る法定調書及び各種届出に関すること。</u> <u>(17) 住民税に関すること。</u> <u>(18) 共済組合に関すること。</u> <u>(19) 勤労者財産形成貯蓄及び団体生命保険に関すること。</u> <u>(20) 社会保険及び雇用保険に関すること。</u> <u>(21) 職員のレクリエーションに関すること。</u> <u>(22) 男女共同参画に関すること。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(渉外課)</p> <p>第7条 渉外課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) (略)</p>	<p>第2章 総務部 (総務課)</p> <p>第2条 } (同 左) (1)～(7) }</p> <p>(8) } (同 左) (9) } (事務改革推進室)</p> <p>第2条の2 <u>事務改革推進室においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 事務合理化、効率化に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u> <u>(2) その他事務改革に関すること。</u></p> <p>第5条 (削除)</p> <p>(渉外課)</p> <p>第7条 } (同 左) (1)～(5) }</p> <p>第2章の2 人事部</p>

改正前	改正後
<p>第3章 <u>企画・情報部</u> (企画課)</p> <p>第8条 企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) その他企画、情報等に関する事務で国際交流課、情報推進課及び情報基盤課の所掌に属しない</p>	<p><u>(人事企画課)</u></p> <p>第7条の2 人事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>人事制度に関すること。</u></p> <p>(2) <u>就業規則に関すること。</u></p> <p>(3) <u>労働組合に関すること。</u></p> <p>(4) <u>栄典及び表彰に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教職員の懲戒に関すること。</u></p> <p>(6) <u>服務に関すること。</u></p> <p>(7) <u>ハラスメントの防止に係る啓発に関すること。</u></p> <p>(8) <u>教員の評価に関すること。</u></p> <p>(9) <u>教員の定員管理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>教職員の任免等に関すること(一般職(一)及び専門業務職俸給表適用者を除く。)</u>。</p> <p>(11) <u>名誉教授に関すること。</u></p> <p>(12) <u>教職員の給与の決定、支給等に関すること。</u></p> <p>(13) <u>退職手当に関すること。</u></p> <p>(14) <u>源泉徴収税に係る法定調書及び各種届出に關すること。</u></p> <p>(15) <u>住民税に関すること。</u></p> <p>(16) <u>共済組合に関すること。</u></p> <p>(17) <u>勤労者財産形成貯蓄及び団体生命保険に関すること。</u></p> <p>(18) <u>社会保険及び雇用保険に関すること。</u></p> <p>(19) <u>教職員の福利厚生事業に関すること。</u></p> <p>(20) <u>その他人事に関する事務で職員育成課の所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p><u>(職員育成課)</u></p> <p>第7条の3 職員育成課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>職員の人事計画(採用、異動及び登用等)に關すること。</u></p> <p>(2) <u>職員(一般職(一)及び専門業務職俸給表適用者)の任免に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員の定員管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>職員の再配置に係る企画立案及び連絡調整に關すること。</u></p> <p>(5) <u>職員の人事方針に関すること。</u></p> <p>(6) <u>研修等に関すること。</u></p> <p>(7) <u>職員の人事評価に関すること。</u></p> <p>(8) <u>総合技術部に関すること。</u></p> <p>(9) <u>男女共同参画に関すること。</u></p> <p>(10) <u>障害者雇用に関すること。</u></p> <p>第3章 <u>企画部</u> (企画課)</p> <p>第8条 } (同左)</p> <p>(1)～(9) }</p> <p>(10) その他<u>企画部の</u>所掌事務で国際交流課の所掌に属しない事務を処理すること。</p>

改正前	改正後
<p>事務を処理すること。 (中 略) (国際交流課) 第10条 国際交流課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(12) (略)</p> <p>(情報推進課) 第11条 情報推進課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(8) (略) (中 略) 第7章 研究推進部 (研究推進課) 第26条 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) (略) (3) 競争的資金等の適正管理に関すること。 (4)～(9) (略) (中 略) (公正調査監査室) 第29条 公正調査監査室においては、次の事務をつかさどる。 (1) 競争的資金等の適正管理に関すること(研究推進部研究推進課の所掌に属するものを除く。) (2)～(6) (略)</p> <p>第10章 その他 第30条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長、プロボストオフィス室長又は公正調査監査室長が定める。</p>	<p>(国際交流課) 第10条 } (同 左) (1)～(12) } 第3章の2 情報部 (情報推進課) 第11条 } (同 左) (1)～(8) } 第7章 研究推進部 (研究推進課) 第26条 } (同 左) (1)・(2) } (3) 競争的資金等の適正管理に関すること(公正調査監査室及び不正防止実施本部事務室の所掌に属するものを除く。) (4)～(9) (同 左) (公正調査監査室) 第29条 (同 左)</p> <p>(1) 競争的資金等の適正管理に関すること(研究推進部研究推進課及び不正防止実施本部事務室の所掌に属するものを除く。) (2)～(6) (同 左) 第9章の2 不正防止実施本部事務室 (不正防止実施本部事務室) 第29条の2 不正防止実施本部事務室においては、次の事務をつかさどる。 (1) 競争的資金等の不正防止に係る必要な企画立案及び連絡調整に関すること。 (2) 不正防止実施本部及び不正防止推進室に関すること。 第10章 その他 第30条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長、プロボストオフィス室長、公正調査監査室長又は不正防止実施本部事務室長が定める。</p> <p>附 則 この規程は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、改正後の第26条第3号、第29条第1号及び第29条の2の規定は令和3年4月16日から適用する。</p>